

## 松江市週休2日工事 特記仕様書(農業農村整備工事編)

本工事は、週休2日工事の対象工事である。

### 1 定義

- (1) 農業農村整備工事における「週休2日工事」とは、対象期間において、「4週8休以上」の工事（以下、「通期の週休2日」という）のことをいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。  
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

### 2 実施方法

- (1) 受注者は、発注者指定型においては、契約後、「工期に関する特記仕様書」に定める週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。
- (2) 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面(様式1)にて報告するものとする。
- (3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

### 3 実施報告

#### (1) 週休2日工事

受注者は、対象期間終了後、速やかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。

なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、「松江市週休2日工事試行要領(農業農村整備工事編)」及びQ&Aを確認の上作成し、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。

#### (2) 週休2日交替制工事

受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。

なお、休日取得状況表の提出にあたっては、「松江市週休2日工事試行要領(農業農村整備工事編)」及びQ&Aを確認の上作成し、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。

#### 4 工事費の積算及び設計変更

発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に現場閉所通期4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所通期4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場閉所または休日状況に応じて、松江市週休2日工事試行要領(農業農村整備工事編)別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または、休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

#### 5 履行証明書

受注者は、2に定められた実施方法により週休2日に取り組み、通期4週8休以上の現場閉所または、休日確保が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、「週休2日工事履行証明書」(様式2)により、発注者に履行の証明を求めることができる。

#### 6 提出書類の虚偽

提出された休日等取得実績表または、休日取得状況表に虚偽の記載が工事中または工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

#### <参考>

本特記仕様書に記載の松江市週休2日工事試行要領等については、以下を参照すること。

[週休2日工事の試行について／松江市ホームページ \(matsue.lg.jp\)](http://matsue.lg.jp)

## (1) 現場の閉所または休日状況

## ①通期 4 週 8 休以上

現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率<sup>※1</sup>が 28.5% (8日/28日) 以上の場合

※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数<sup>※2</sup>の割合の平均値をいう。

※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。

## (2) 補正係数

## 1) 週休 2 日工事

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
①現場閉所通期 4 週 8 休以上	1.02 (1.02)	1.02 (1.02)	1.02 (1.02)	1.03 (1.05)

- ・市場単価方式による積算にあたっては、別表 1 に示す補正係数を乗じるものとする。
- ・土木工事標準単価による積算にあたっては別表 2 に示す補正係数を乗じるものとする。
- ・下段( )書きの数値は、土地改良事業等請負工事積算基準(土木工事)を適用する工種(ほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、管更正工事、畑かん施設工事、干拓工事、海岸工事、コンクリート補修工事、ため池工事、その他土木工事(1)、その他土木工事(2)、フィルダム工事、コンクリートダム工事)

## 2) 週休 2 日交替制工事

	労務費	現場管理費率
①交替制通期 4 週 8 休以上	1.02	1.01

- ・市場単価方式による積算にあたっては、別表 1 に示す通期の補正係数を乗じるものとする。
- ・土木工事標準単価による積算にあたっては別表 2 に示す通期の補正係数を乗じるものとする。